

議案第53号 松田町寄地域活性化拠点施設の設置 及び管理に関する条例【討論】

反対討論

井上 栄一 議員

この条例は、旧寄中学校校舎の利活用を推進するために、普通財産であった旧寄中学校舎を行政財産として民間事業者に対し活用してもらうために公共用財産に変更する条例であります。

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供する財産であり、普通財産とは行政財産以外の公有財産です。

ここで、今まで民間事業者が普通財産として貸し付けていた旧寄中学校舎を国のデジタル田園都市国家構想交付金による助成を受けて大改修工事を行います。

国の助成金を受けて行う建物は、行政財産・公共用財産であるため、また12月補正予算で計上された3800万円の地方債を借りる場合でも公共用財産でなくてはならないため、「寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例」により旧寄中学校舎を普通財産から公共用財産に変更する条例を設置しなくてはならないためです。

公共用財産とは、行政財産の中でも、特に一般の人々が直接利用することを目的としたもので、道路、学校、図書館、公民館、町営住宅、公園などです。

民間事業者が、旧寄中学校舎を利用して農業アカデ

ミーや鶏肉加工を行っている施設、この条例が通ったとしても、民間事業者の営利事業内容は変わらない、民間事業者が施設で事業を行っている場合、一般の人々が利用できるとは考えられません。

また、旧寄中学校舎大規模改修工事の事業費の財源は、国デジタル田園都市構想交付金以外の町が負担する一般財源については、現在の利活用事業者が来年度から負担するとしています。町が補正予算で計上している地方債の元利償還金の返済分も事業者が負担すると言っています。

このように地方自治を、地方財政の観点から、議会はしっかりと判断しなければなりません。

県の担当者も、議会がこの施設を条例で普通財産から公共用財産へと変更する設置条例を議決し、施設を公共用財産としたのであれば、地方債を発行できると言っています。

本当に現状の旧寄中学校舎を公共用財産だと判断するのでしょうか。この条例を議決した議会にも責任があります。

以上から、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例に強く反対します。

賛成討論

北村 和士 議員

寄地域はその名の通り、人々が集い、支え合いながら発展してきた地域です。この地域は松田町にとって欠かせない場所であり、自然や文化、住民の温かさなど、まだまだ多くの可能性を秘めています。

しかし、現在、少子高齢化や人口減少により地域の活力が損なわれつつあります。こうした現状を前に、私たちは立ち止まることなく、この地域の未来を切り開くために行動しなければなりません。

本条例案は、旧寄中学校という地域の象徴的な施設を活用し、地域活性化の拠点として生まれ変わらせるものです。もちろん、この条例案に完璧を求めれば改善すべき点があるのかもしれませんが、しかし、今ここで議論すべきは、この施設が寄地域の未来のための一助となり得るかどうかです。そして私たち全員が、この条例案に込められた可能性と期待をどう支え、具体的な成果に結びつけていくかということだと考えます。

旧寄中学校を普通財産から行政財産に変更することで、使用目的が明確化され、町民が利用し易くなります。また、起債が可能になることで、その一部が交付税にて町に戻り、町負担が減少。その分、現金が残れば、次のステップに活用することが出来るなどの財政

上の利点も大きくあります。

また、指定管理者制度を利用できること becoming から、民間の知見を活用した柔軟かつ効率的な運営が実現し、地域外からも人々を呼び込むことも可能です。

この施設が設置されることで、寄地域には新たな交流や活動の場が生まれ、住民が地域に更に誇りを持つ環境が整備されるでしょう。施設を利用する人々が増えれば、地域経済の活性化にもつながります。そして何より、住民が「私たちの地域には未来がある」と胸を張って言えるような成果が期待されます。

寄地域は松田町の未来を支える重要な地域です。寄が元気になれば松田町全体が活力を取り戻します。その第一歩として、この条例案は非常に重要な意味を持っています。ここからが正念場です。これからの課題や改善点は、住民や関係者全員で知恵を出し合いながら進めていけば良いのです。

寄地域の未来を見据え、この施設が地域の再生と発展に寄与する可能性を信じ、本条例案への賛同をお願い申し上げます。この挑戦を成し遂げ、寄地域を次の世代へ誇れる地域として残していきたいと思います。